

法律第二十五号（平成二七・五・二二）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、九二一人」を「一、九五三人」に改める。

第二条中「二万千九百九十人」を「二万千九百五十四人」に改める。

附 則

この法律は、平成二十七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）